

6 競争政策関係

ア 独占禁止法のエンフォースメントの見直し・強化

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①措置体系の見直し等 (公正取引委員会、事業所管官庁)	a 独占的、寡占的な市場における参入阻止行為に迅速、効果的に対応できるよう適切な方策を講ずるとともに、事業者に混乱が生じることのないよう、事業所管官庁と公正取引委員会が、それぞれの事業法による政策と独占禁止法に基づく政策との整合性を十分勘案しながら、密接な連絡調整を図る。	逐次実施			○ (公正取引委員会) 独占的、寡占的な市場における参入阻止行為については、現行法を積極的かつ厳正適用することとしているほか、事業所管官庁と密接な連絡調整を行っているところ。 (公正取引委員会、総務省) 電気通信事業分野では、総務省と公正取引委員会が平成13年11月に「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を策定・公表している(平成14年12月及び平成16年6月改定)。本指針では、事業者に混乱が起これないように、それぞれの所管範囲について責任を持ちつつ役割分担を明確にするとともに、電気通信事業法と独占禁止法の運用について整合を図る観点から、総務省と公正取引委員会は相互に連絡・情報交換を行うこととしている。 (公正取引委員会、経済産業省) 電気事業分野では、平成11年12月に「適正な電力取引についての指針」を、ガス事業分野では、平成12年3月に「適正なガス取引についての指針」を経済産業省と公正取引委員会が策定・公表している(前者は平成14年7月、平成17年5月及び平成18年12月改定、後者は平成16年8月改定)。これらの指針では、事業者に混乱が起これないように、それぞれの所管範囲について責任を持ちつつ役割分担を明確にするとともに、事業法と独占禁止法の運用について整合性を図る観点から、経済産業省と公正取引委員会は相互に連携・情報交換を行うこととしている。
(事業所管官庁)	b 事業法分野によっては、事業所管官庁が競争促進措置を講ずるに当たって、より専門的な見地や、より公平・中立的な立場からの市場監視を実効的に行い得る厳正中立な体制の構築・強化を検討する。	逐次実施			○ (総務省) 電気通信事業分野の競争評価に当たっては、事業者説明会の開催、意見公募の利用、データの公開等により議論の公開性を高めている。また、専門的見地を要する場合については、有識者が参画する公開のアドバイザリーボード等を開催することで、評価の内容を深めている。 (経済産業省) 電気事業及びガス事業分野においては、公平・中立的な立場として、市場監視を実効的に行う観点から、総合資源エネルギー調査会の下に、外部有識者等を構成員とした市場監視小委員会を設置している。 平成19年7月開催の第3回同小委員会では、電力・ガス市場の競争環境を巡る現状等について審議を行った。また同年11月開催の第4回同小委員会では、送配電部門の超過利潤等実績を踏まえた託送供給約款への変更命令発動の要否について検討を行った。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
②ガイドラインの適時適切な見直し等 (関係府省)	個別事業法において競争ルールに関する所要の規定を整備していくとともに、法運用に関する事業者の予測可能性を高め、紛争、法令違反を未然に防止する観点から、競争の進展状況や紛争事案等を踏まえ、具体的事例を示した既存の個別事業分野におけるガイドラインを適時適切に見直す。	逐次実施			○ (公正取引委員会、総務省) 電気通信事業分野においては、平成13年11月に策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」について、必要に応じて、見直しを逐次実施することとしている(平成14年12月及び平成16年6月改定)。 (公正取引委員会、経済産業省) 電気事業分野においては、平成11年12月に策定した「適正な電力取引についての指針」について、必要に応じて、見直しを逐次実施することとしている(平成14年7月、平成17年5月及び平成18年12月改定)。 ガス事業分野においては、平成12年3月に策定した「適正なガス取引についての指針」について、必要に応じて、見直しを逐次実施することとしている(平成16年8月改定)。
③独占禁止法における民事責任制度及び差止制度の見直し (公正取引委員会)	独占禁止法の差止請求制度については、制度の実施状況を注視しつつ、事例の蓄積を待って必要性が認められる場合には、私人による差止請求対象行為の範囲の見直し等、民事的救済制度を更に充実した制度とするための検討に着手する。	必要性が認められる場合、検討着手			○ (公正取引委員会) 平成12年の独占禁止法改正により、不公正な取引方法について、被害者が違反事業者等に対し当該侵害行為の停止等を請求することができる規定が導入されたが、これまでの提訴数は38件にとどまっており、原告側請求が認容された事例は一件も存在せず、同制度が十分に活用されているとは言い難い状況にある。 差止請求訴訟の利用が活発になることにより、個々の被害の救済が図られ、同時に、同法違反行為に対する抑止的効果が高まることにつながると考えられることから、同法に文書提出命令の特則を導入する改正法案を第169回国会に提出した。

イ 公正取引委員会における審査機能・体制の見直し・強化

(ア) 独占禁止法違反事件に関する審査機能・体制の見直し・強化

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①民間等の外部人材の積極的な受入れ (公正取引委員会)	公正取引委員会は、既存の研修の内容を向上させるとともに、例えば、弁護士、エコノミスト等の民間の専門家や他省庁からの出向者など、その受入れを積極的に検討し、審査部門の強化を図る。さらに、審査に関わる職員の専門性を向上させるため、同委員会は、外部との人材交流の一層の拡充を図る。	逐次実施			○ (公正取引委員会) 引き続き、研修の充実に努める。平成19年度末の公正取引委員会事務総局の定員は765名、違反事件の審査部門の定員はその過半数の409名であり、また、受け入れている弁護士等の外部人材は43名である。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
②審査部門の人員の充実等 (公正取引委員会)	公正取引委員会において、審査部門に重点を置いた一層の体制整備を進めるため、審査部門への人員の重点的配置等についても、迅速かつ計画的に行う。特に、違反事件の大型化、審判で争われる事例の増加等に対応するため、違反行為の監視体制の強化、事件処理の迅速化の観点から、審査部門の職員を抜本的に増強する。このため、上記の外部人材の受入れと併せて、人員充実及び人員の重点的配置のための具体的な検討を速やかに行うとともに、審査部門内の機能・体制についても、より一層の審査の迅速化及び実績の向上に向けた検討を行う。	逐次実施			○ (公正取引委員会) 独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するため、審査部門への重点的な人員配置を行うとともに、定員についても平成19年度において26人の増員を行った。
③審査の迅速化のための新たな目標の設定・公表と客観的な評価の実施 (公正取引委員会)	公正取引委員会は、今後、審査の迅速化を図るため、人員の充実及びタスクフォースの活用等による専門性の向上を図るとともに、各事業分野における紛争処理機関等との性格の違いも踏まえつつ、一律の目標ではないにせよ、情報通信、エネルギー等の公益分野における新規参入案件などを中心に、国民の期待に沿った標準的な審査期間の目標を設定・公表し、その結果を評価することなどにより、迅速かつ効果的な事件の処理に努める。 また、こうした迅速かつ効果的な処理を通じて、同委員会の審査実績を飛躍的に向上させるために、審査に関する目標を策定・公表するとともに、定期的に、政策評価を実施し、その枠組み等を活用して、客観的な評価に努める。 その際、特に、情報通信、エネルギー等の公益事業分野については、実際の審査結果が、どのように新規参入や競争促進につながっているかなど、定性的・定量的な観点からの評価に努める。	逐次実施			○ (公正取引委員会) 規制改革の進展、経済活動のグローバル化等により、各事業分野における競争環境の変化が一層速いものとなっていることにかんがみ、独占禁止法違反事件の処理についても迅速化を図ることとしており、特に迅速な処理が求められるIT・公益事業分野における事件であって、平成14年度以降に立入検査を行い、又は審査に着手するものについては、原則3か月以内での処理に努めるとの事件処理の目標期間を設定したところ、引き続き、迅速な処理に努める。 また、平成18年度における独占禁止法違反行為に対する措置について、政策評価を行い、公表した(平成19年7月25日)。
④警告・注意等の取扱いの改善 (公正取引委員会)	公正取引委員会が、独占禁止法違反のおそれがあるとして行う警告、注意といった取扱いについては、競争制限行為を迅速に除去するために、一定の範囲で必要性が認められるものの、行政側からの一方的な通知であり、事業者がそれを法的手続の中で争うことができない等の問題があることを踏まえ、同委員会においては、違反行為を排除する必要がある場合には、勧告等の法的措置により対応することを原則としつつ、これら事実上の行政指導や注意喚起については、その取扱いを必要最小限とし、かつ上記のような問題点についての改善が可能かどうかを検証し、可能な場合には改善を図る。	逐次実施			○ (公正取引委員会) 審査体制を強化し、精力的な審査活動を実施しており、特に、IT、公益事業分野や知的財産権分野については、平成14年度以前の14年間では警告及び注意を行うにとどまっていたが、平成15年度以降においては、7件の法的措置等を行った。 また、警告を行う場合には、名あて人となるべき者に対して、事前に警告書案を手交し、警告内容を説明するとともに、意見を述べ、証拠を提出する機会を付与している(平成17年6月30日方針公表)。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑤独占禁止法違反に係る警告及び注意の在り方 (公正取引委員会)	現在行われている警告や注意の内容公表について、引き続きこれを励行するとともに、今後とも、警告及び注意については適切な運用が行われるよう対処する。	引き続き励行			○ (公正取引委員会) 引き続き励行する。
⑥審査打切りの概要の公表 (公正取引委員会)	審査打切りの事案の関係人がその旨の公表を望む場合には、説明責任を果たす観点から、打切り案件のおおまかな概要の公表を行う。	逐次実施			○ (公正取引委員会) 平成16年度以降、6件の打切り案件について、概要の公表を行った。
⑦ネットワーク事業分野における審査体制・機能の強化 (公正取引委員会)	市場開放が進められているネットワーク事業分野において公正競争を確保する観点から、公正取引委員会の審査体制及び機能を強化し、独禁法違反被疑事実に関する処理の迅速化を図る。	逐次実施			○ (公正取引委員会) 私的独占、不公正な取引方法等の独占禁止法違反行為に対して厳正に対処すべく平成19年度において26名審査部門の増員を図るとともに、競争の活発化が期待されるIT関連分野における独占禁止法違反について、効率的かつ迅速に情報収集に努めた。

(イ) 企業結合に関する審査機能・体制の見直し・強化

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①民間等の外部人材の積極的な受入れ及び内部体制の見直し・強化 (公正取引委員会)	企業結合に関する審査能力・専門性を向上させるため、公正取引委員会は、審査人員を増加させるとともに、民間の専門家や他省庁からの出向者など、専門性が生かせる分野について、積極的にこうした外部の人材を活用する。また、企業結合審査部門への人員の重点的配置により、機能・体制の強化を図る。	逐次実施			○ (公正取引委員会) 企業結合に関し、迅速かつ適切に対処するため、平成19年度において増員1名が認められ、エコノミスト等の外部人材8名を受け入れ、機能・体制の強化を図るなど企業結合審査部門への重点的な人員配置を行った。
②企業結合案件に関する透明性の向上 (公正取引委員会)	審査の透明性を向上させるため、合併等を認めたもの、認めなかったものうちできるだけ多くの案件について、事業者の秘密に関する部分を除き、支障のない限り、その理由を含め、公表内容のより一層の充実化を図る。 公表に当たっては、予見可能性を高める観点から、どのような市場(一定の取引分野)をどのような基準(取引対象商品又は役務、地理的範囲)で画定したのか示すとともに、画定した市場における審査結果の内容及び判断の根拠となる市場シェア、順位、当事会社の競争状況(市場における競争者の数・集中度、参入、輸入、閉鎖性・排他性等)等の基準や、各合併等案件の市場の競争状況への影響をどう評価したかなどの判断の理由・基準等を示す。また、当事会社が申し出た問題解消措置を前提として容認された事案については、当該問題解消措置に対してどのような評価を行ったかについても示す。	逐次実施			○ (公正取引委員会) 平成14年12月11日に公表した「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」(平成19年3月28日最終改定)に従い、第2次審査案件に対する回答・公表内容を拡充するほか、毎年度「主要な企業結合事例」を公表するなど公表内容のより一層の充実化を図っている。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
③一般集中規制の見直し及びフォローアップ (公正取引委員会)	一般集中規制について、今後も引き続き、実態の変化を踏まえつつ、施行状況をフォローアップする。そして、当該規制については将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえつつ、評価・検討する。	フォローアップ、引き続き評価・検討			○ (公正取引委員会) 平成20年度に施行状況をフォローアップする予定。その後、引き続き評価・検討することとしている。
④企業結合に係る届出制度の見直し (公正取引委員会)	企業結合に係る届出制度は、競争を実質的に制限することとなるおそれのある企業結合を競争当局があらかじめ把握するために設けられているものであるとの趣旨も踏まえつつ、同制度の対象から除外される範囲の在り方について必要な検討を行う。また、近年の経済のグローバル化に伴い、一の企業結合事案について複数の競争当局に届出が行われることが多くなっていることにかんがみ、企業結合に係る届出制度について国際的整合性を確保する観点から見直しの検討を行い、結論を得る。	検討	結論		○ (公正取引委員会) 平成19年10月16日に独占禁止法の改正等の基本的考え方を公表し、その後、叔父甥会社間の合併等の届出免除、国際的整合性等の観点から株式取得の事前届出制度の導入等を内容とする独占禁止法改正法案を第169回国会へ提出した。

(ウ) 景品規制及び表示規制の見直し

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①景品・表示規制の検討 (公正取引委員会)	景品表示法に基づく規制については、総付景品についてその在り方を見直すべきとの指摘があることも認識しつつ、消費者の適正な商品選択の確保等の観点からみて、ふさわしい方策を検討する。	検討			○ (公正取引委員会) 平成19年3月の総付景品告示の改正によって総付景品の最高額が2倍に引き上げられたところ、消費者団体や関係事業者との意見交換等を通じて、消費者の適正な商品選択へ影響を及ぼしていないかどうか実態把握に努めた。
②不当景品類及び不当表示防止法に基づく改正後の総付景品告示の周知等 (公正取引委員会)	平成19年3月7日、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号)が改正され、総付景品の最高額が2倍に引き上げられた(同日施行)。今回の改正により、事業者にとっても総付景品の提供をより幅広く行うことが可能となることから、改正内容を十分周知するとともに、改正後の総付景品提供の動向について注視する。	措置			○ (公正取引委員会) 平成19年3月の総付景品告示の改正内容について、①告示改正に関するプレス・リリース、②公正取引委員会のHPにおける周知、パンフレット等の各種広報資料の作成・配布、③事業者向けの講演会における説明、④事業者の個別相談に対する説明、⑤公正競争規約運用団体である公正取引協議会に対する会員事業者への周知の要請など様々な方法によって事業者への周知に努めた。また、消費者団体や関係事業者との意見交換等を通じて、総付景品告示の改正が消費者の適正な商品選択へ影響を及ぼしていないかどうか実態把握に努めた。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
③消費者電子商取引に係る景品表示法上の考え方の明確化 (公正取引委員会)	対消費者電子商取引に関して、消費者保護の観点から電子商取引上の表示に対する景品表示法上の対応や消費者に分かりやすい表示の在り方について、必要に応じて見直しを行う。	必要に応じて逐次見直し			○ (公正取引委員会) 「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項」(平成14年6月5日)の一部変更を行い、公表し(平成15年8月29日)、その周知徹底を図っている。

ウ 専門分野に関するエンフォースメントの強化

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①規制産業における競争の促進 (公正取引委員会、総務省、経済産業省、国土交通省)	電気事業、ガス事業、電気通信事業、運輸事業などのうち、従来、新規事業者の参入が制限されていた規制産業における競争的仕組みの導入等に当たって、公正取引委員会は、所掌事務を遂行する上で政策提言等を行う必要がある、今後も競争促進の観点からこれらの産業における競争の状況を調査し、改善の余地がある場合には積極的に政策提言等を行う。	必要に応じて実施			—
	また、上記の規制産業については、競争を促進する観点から、事業所管省庁と公正取引委員会が、ガイドラインの策定を含めて、競争にかかわる制度の新設、見直しについて必要な連携を行う仕組みについて検討を行う。	検討(逐次結論)			○ (公正取引委員会、総務省) 電気通信事業分野においては、平成13年11月に策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」について、必要に応じて、見直しを逐次実施することとしている(平成14年12月及び平成16年6月改定)。 (公正取引委員会、経済産業省) 電気事業分野においては、平成11年12月に策定した「適正な電力取引についての指針」について、必要に応じて、見直しを逐次実施することとしている(平成14年7月、平成17年5月及び平成18年12月改定)。 ガス事業分野においては、平成12年3月に策定した「適正なガス取引についての指針」について、必要に応じて、見直しを逐次実施することとしている(平成16年8月改定)。
②電気通信事業分野における独占禁止法上及び電気通信事業法上の考え方の明確化 (公正取引委員会、総務省)	電気通信事業分野における公正な競争を促進する観点から、独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為や、競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為の具体的事例を示した独占禁止法上及び電気通信事業法上の指針について、必要に応じて逐次見直しを行う。	必要に応じて逐次見直し			○ (公正取引委員会、総務省) 電気通信事業分野においては、平成13年11月に策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」について、必要に応じて、見直しを逐次実施することとしている(平成14年12月及び平成16年6月改定)。

エ 政府調達制度の見直し

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①更なる取組の徹底・拡大 (国土交通省、総務省、 その他発注関係府省)	国土交通省直轄工事等において、指名業者の事後公表、単体参加ができる工事の拡大、工事費内訳書提出の全面的な導入に向けた取組等が進められているが、今後、他の国等の機関や地方公共団体を含め、透明性、公正性及び競争性の確保向上の観点から更なる取組の徹底・拡大を図る。	逐次実施			○ (総務省) 公共工事における入札及び契約の適正化については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)等により、公共工事の入札・契約の透明性、公正性等を向上するための取組の促進が定められているところであり、毎年度、各地方公共団体に対して、同法の厳正な運用を要請しており、平成19年度についても「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成20年3月31日付け総務省自治行政局長・国土交通省大臣官房建設流通政策審議官通知)を发出したところである。 (国土交通省) 国土交通省直轄工事においては、指名業者の事後公表、単体参加ができる工事の拡大、工事費内訳書提出の全面的な導入に向けた取組等が既に進められており、これを着実に実施している。 (国土交通省) 平成18年5月23日に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」及び入契法調査に基づく要請(平成20年3月31日発出)において、全ての公共工事発注者に対して、指名業者の事後公表、JV制度の適正な運用、工事費内訳書の提出の義務付け等の徹底を図ったところ。
②第三者機関の設置の推進・機能強化等 (国土交通省、総務省、 その他発注関係府省)	国や都道府県においては入札監視委員会等の設置が進んでいるが、国・地方公共団体を通じてこうした第三者機関の設置を一層推進する。また、これに併せて、国において、同機関の機能を強化・拡大する等により、例えば、1)一般競争入札の参加資格が認められないこと、2)総合評価落札方式における落札者の決定結果等についての苦情等を含む幅広い事項についての事業者からの申立てに対し、透明性を確保しつつ公正・中立に審議し、発注者に対し、調達手続の中断も含めた意見具申を行うことができる方策についても検討することとし、その成果を地方公共団体にも周知する。	逐次実施			○ (総務省) 第三者機関等の設置や苦情処理への活用については、各地方公共団体に対し、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成20年3月31日付け総務省自治行政局長・国土交通省大臣官房建設流通政策審議官通知)においてその推進を要請したところである。
③一般・指名競争入札におけるランク制の運用改善 (国土交通省、総務省、 その他発注関係府省)	一般・指名競争入札におけるランク制は、特に地方公共団体による地域要件の設定と同時に運用された結果として入札参加業者数が著しく少なくなる場合等には、競争制限的な効果を生じる原因となりがちであることから、そのような事態が生じている場合には、ランク制の運用の改善に取り組む。	逐次実施			○ (総務省) 国における地域要件等の検討と併せて、その運用の改善を図るための方策について適宜要請していきたい。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
④共同企業体結成の義務付けの見直し (国土交通省、総務省、 その他発注関係府省)	受注の条件として共同企業体の結成を義務付けることは、競争制限的な効果を生じる原因となりがちであり、したがって、国・地方公共団体の各発注者において、このような義務付けを大規模工事であって技術的難度の高い建設工事を除き原則として行うべきでないという指摘があることを踏まえ、その運用改善に取り組む。	逐次実施			○ (総務省) 競争制限的な効果が生じることがないよう、その運用の改善を図るための方策について適宜要請していきたい。
⑤地方公共団体による地元業者の下請利用要請等の適正化 (総務省及び関係府省)	地方公共団体による地元業者の下請使用や地元産品利用の要請については、それが過度なものになり、競争制限的な効果を生まないよう、地方公共団体において、その運用の適正化を図る。	逐次実施			○ (総務省) 競争制限的な効果が生じることがないよう、その運用の改善を図るための方策について適宜要請していきたい。
⑥VE(Value Engineering)・総合評価落札方式の運用の見直し等 (国土交通省、総務省、 その他発注関係府省)	VE・総合評価落札方式等の多様な入札制度の導入・運用状況及びこれがもたらしている効果・影響について事例の収集・分析により検討し、より一層の拡大や方法の見直しを行う。その際、いわゆる除算方式が原則とされ、加算方式は一部の物品調達の場合に限定されているが、加算方式がふさわしい場合に同方式の採用を拡大すること等も含め、調達の経済性や評価の透明性・公正性に留意しつつ、必要な場合には技術評価のウエイトを増加させる。	逐次実施			○ (総務省) 地方公共団体におけるVE等の導入状況については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく入札・契約手続きに関する実態調査により、各地方公共団体の取組状況について調査を行い、この結果について平成19年12月19日に公表したところである。 今後の導入状況等を踏まえ、地方公共団体に対して適宜要請していきたい。 (国土交通省) 公共工事における総合評価方式活用検討委員会にマネジメント部会を立ち上げ、総合評価方式の効果等を検証し、更なる改善に向けた検討を行うとともに、加算方式の試行を平成18年度より拡大して実施した。
⑦公共工事の検査・監督等の外部委託の推進 (国土交通省、総務省、 その他発注関係府省)	技術力を重視する新しい入札制度の導入に際しては、発注側の職員にも技術的な知識が要求される場所であるが、特に小規模な地方公共団体においては、そのような職員が不足しているという問題がある。したがって、国・地方を通じて導入を進める前提として、工事の検査・監督等の外部委託について、その実態についての調査を行うとともに、必要な場合には十分な技術力を持つ者への外部委託の一層の推進を図る。	逐次実施			○ (総務省) 工事の監督・検査の基準の策定・公表や公共工事の検査官特等の外部委託の推進については、各地方公共団体に対して、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成20年3月31日付け総務省自治行政局長・国土交通省大臣官房建設流通政策審議官通知)においてその推進を要請したところである。 (国土交通省) 工事の検査・監督等の外部委託の実態については、入契法調査においても、調査しているところ。また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針及び入契法に基づく要請(平成20年3月31日発出)において、外部委託の一層の推進を図っているところ。 (国土交通省) 発注者が行う業務の支援を目的として、発注者支援機関認定制度及び発注者支援業務技術者認定制度の運用等を図った。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
⑧工事成績の評価の推進・見直し (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	<p>国土交通省直轄工事においては、一般競争入札において過去の工事成績を入札参加に反映させたり、指名競争の技術審査基準の工事成績の評価ウェイトを引き上げる等、工事成績を重視した競争入札の導入を行っているが、今後、他の国等の機関や地方公共団体を含め、更なる取組の徹底・拡大を図る。</p> <p>なお、その際には、国や当該地方公共団体の実績だけが無い新規参入業者が不利にならないことを担保する必要があることから、同等の技術力を要求されると考えられる民間や他の地方公共団体での実績はできる限り同等に扱う必要がある。そのため、国・地方公共団体を通じた工事成績の評価の基準の共通化に向けて、早急に取り組む。</p>	逐次実施			<p>○(総務省)</p> <p>工事成績評定の強化については、各地方公共団体に対して、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成20年3月31日付け総務省自治行政局長・国土交通省大臣官房建設流通政策審議官通知)においてその推進を要請したところである。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>平成18年5月23日に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」及び入契法調査に基づく要請(平成20年3月31日発出)において、工事成績の評定や資格審査のための業務執行体制の充実に努めるよう要請しているところ。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>地方自治体が行う小規模な工事においては、工事成績評定の実施が徹底されていないことから、小規模工事においても、工事成績評定を行うことが出来るよう、小規模(市町村)工事成績評定要領(案)を作成し、地方自治体に対して周知しているところ。</p>
⑨民間技術提案の更なる活用 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	<p>あらかじめ発注者が仕様を決めて入札に付すよりも事業者の発意による技術提案を積極的に活用することが適当な案件については、入札の過程で、複数の事業者に提案を行わせ、発注者がそれぞれの事業者と個別に交渉を行うことを通じて契約者を選定する方が経済的に最も価値の高い調達を行い得る場合があると考えられる。したがって、我が国においても、それがふさわしいと考えられる場合には、手続の公正性、透明性及び経済性に留意しつつこのような方式を採用する。</p>	逐次実施			<p>○(総務省)</p> <p>民間事業者からの技術提案の積極的な活用等を内容とした「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)が平成17年4月1日から施行され、同法に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成17年8月26日閣議決定)が策定されたことから、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について(通知)」(平成17年8月26日付け総務省自治行政局長・国土交通省総合政策局建設課長通知)により各地方公共団体に対して同法及び同方針の趣旨の周知を図ったところである。</p> <p>また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札契約手続に関する実態調査及び公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況調査」を実施し、その調査結果を平成19年12月19日に公表し、この結果を踏まえて、民間事業者からの技術提案の積極的な活用等について「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成20年3月31日付け総務省自治行政局長・国土交通省大臣官房建設流通政策審議官通知)において要請したところである。</p> <p>なお、今般、総合評価方式による入札の導入・拡充を促進するため地方自治法施行令を改正し、当該方式による落札者決定過程における学識経験者からの意見聴取手続の簡素化を行ったところである。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>応札者から提出された技術提案について改善を求めた後に、総合評価を行う「高度技術提案型総合評価方式」を18件実施した。</p>

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑩分割発注の運用改善 (国土交通省、総務省、 その他発注関係府省)	分割発注が、政府調達の公正性・経済合理性に反する形で恣意的に実施されることのないよう、国において、「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づく官公需施策の在り方についての検討を踏まえて、例えば、これを実施する場合についての明確な基準の策定等についての検討を行う。また、実施した場合の理由の公表についても、上記官公需施策の在り方についての検討を踏まえ実施する。また、地方公共団体においても同様の取組が実施されるよう要請する。	逐次実施			○ (総務省) 国の官公需等に関する検討を踏まえ、その運用の改善を図るための方策について適宜検討をしていきたい。
⑪地域要件設定の運用改善 (国土交通省、総務省及び 関係府省)	地域要件の設定が、過度に競争性を低下させる運用とならないよう、今後、国において、地方公共団体における地域要件の設定の在り方についての基本的な考え方を検討し、その結果を地方公共団体に対して周知する。また、地域要件設定の理由の公表については、早急を実施するよう要請する。	逐次実施			○ (総務省) 国の官公需等に関する検討を踏まえ、その運用の改善を図るための方策について適宜検討をしていきたい。 地域要件設定の理由の公表については、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成20年3月31日付け総務省自治行政局長・国土交通省大臣官房建設流通政策審議官通知)において要請したところである。
⑫発注者による措置の強化 (国土交通省、総務省、 その他発注関係府省)	国において、違約金特約条項の性格及びその導入促進方策についての考え方の整理を行う。また、地方公共団体に対して国の取組を周知し、さらに、違約金特約条項導入の状況について全国状況の調査・公表を行う。 また、指名停止基準の策定及び公表について、地方公共団体に対し積極的な要請を行うこととする。	逐次実施			○ (総務省) 指名停止措置等の適正な運用の徹底等については、各地方公共団体に対し、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成20年3月31日付け総務省自治行政局長・国土交通省大臣官房建設流通政策審議官通知)において要請したところである。 違約金特約条項については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札契約手続に関する実態調査及び公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況調査」を実施し、その調査結果を平成19年12月19日に公表したところである。 (防衛省) 違約金特約条項を契約に付している。
⑬公正取引委員会との連携強化 (公正取引委員会及び 関係府省)	引き続き、国の発注者と公正取引委員会との間、また、地方公共団体と公正取引委員会の間における入札談合に係る情報の取扱い方について協議するなど連携を強化する。	逐次実施			○ (公正取引委員会) 公正取引委員会は、平成19年度において、国の発注者との間で、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催した。また、国、地方公共団体、政府出資法人が開催する研修会等へ講師を派遣した。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑭長期継続契約の対象範囲の拡大 (財務省)	事務機器等のリース契約については、契約の期間及び債務の額があらかじめ確定できるなど、国庫債務負担行為を設定することにより対応できる場合もあることから、国においては、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、単年度契約を繰り返すという無駄を見直す観点からも、国庫債務負担行為を設定して複数年度にわたる賃貸借契約を締結することとし、この運用結果を踏まえて、さらに必要がある場合には、制度の見直しが可能かどうかについての検討をする。	逐次実施			○ (財務省) 事務機器等の複数年度を前提としたリース契約については、「行政効率化推進計画」(関係省庁連絡会議)の中で「合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。」とされ、各省庁共通の取組として位置づけられており、順次、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約への移行が進められている。
⑮国の物品の製造・販売等に係る入札参加資格の見直し (総務省及び関係府省)	事業者が国の一般競争入札等の競争契約に参加する際に、業種によっては、高い技術力を有していても創業後間もなく企業規模も小さい新規事業者が入札に参加することが困難になっている場合があるという事態の改善を図り、新規事業者の入札機会を拡大するために、例えば、入札参加資格の在り方の検討を行うとともに、技術力ある中小企業等の入札参加機会を拡大するための運用弾力化措置の徹底を図る。また、指名競争入札についても、特に早急に改善する。	継続的に検討			○ (総務省) 新規事業者の入札機会を拡大に向け、各府省会計課等において、以下の取り決めを踏まえた入札参加資格の弾力的運用に配慮しているところ。 ① 技術力のある中小企業者等の入札機会を拡大について(平成18年8月16日・政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定) ② 情報システムに係る政府調達制度の見直しについて(平成16年3月30日改定・情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承) ③ 適正な競争性を確保するため、実際に調達を行うに際し、各府省会計課においては、必要に応じて弾力的な競争参加を認めるよう努めるとともに、平成16年以降、「競争参加者の資格に関する公示」に同趣旨を明記。
⑯入札契約適正化法の遵守徹底 (国土交通省、総務省)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入札契約適正化法(平成12年法律第127号))により公表や通知が義務付けられている事項(指名競争入札基準の公表、談合と疑うに足る事実の公正取引委員会への通知等)について、全ての地方公共団体において早期に完全実施されるよう、引き続き、適正化を推進する。	逐次措置			○ (総務省) 公共工事における入札及び契約の適正化については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)等により、公共工事の入札・契約の透明性、公正性等を向上するための取組の促進が定められているところであり、毎年度、各地方公共団体に対して、同法の厳正な運用を要請するための通知を发出しているところである。今年度においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成20年3月31日付け総務省自治行政局長・国土交通省大臣官房建設流通政策審議官通知)を发出したところである。 また、上記通知の发出に先立ち、平成19年12月19日に公表した「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査及び公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況調査結果」において、人口5万以上の地方公共団体であって、上記法律等の遵守が徹底していないものの名称を公表しているところである。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①公共工事における一般競争入札方式の拡大 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	国及び一定の政府関係法人の工事について、不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札方式の拡大を逐次行う。また、地方公共団体が実施する工事についても、国の動向を踏まえつつ、同様の観点から、一般競争入札方式の拡大を図るよう要請する。	逐次実施			○(総務省) 一般競争入札の適切な実施については、各地方公共団体に対し、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成20年3月31日付け総務省自治行政局長・国土交通省大臣官房建設流通政策審議官通知)において要請したところである。 (国土交通省) 一般競争入札については、従来、予定価格7.3億円以上の工事が対象であったところを、予定価格1億円以上の工事まで拡大した。あわせて、1億円未満の工事についても積極的に試行した。(平成19年3月30日通知)また、総合評価方式を金額ベースで9割超の工事で実施するとともに、入札ボンドの対象をすべての地方整備局の政府調達協定の対象工事に拡大した。 (国土交通省) 平成18年5月23日に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」及び入契法調査に基づく要請(平成20年3月31日発出)において、一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充のため、例えば、入札ボンド制度を導入するなどの条件整備を適切に講じることを要請しているところ。
⑩指名競争入札方式の改善 (総務省)	地方公共団体が指名競争入札方式により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合については、不良・不適格業者の排除及び適正な工事の施工の確保のための措置の強化、審査体制の整備等と並行して、国の工事の場合と同様の低入札価格調査制度への移行等を検討する。	検討			○(総務省) 指名競争入札の実施方法等の改善や最低制限価格制度・低入札価格調査制度の活用等については、各地方公共団体に対し、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成20年3月31日付け総務省自治行政局長・国土交通省大臣官房建設流通政策審議官通知)において要請したところである。
⑨不良・不適格業者の排除の徹底 (国土交通省、その他発注関係府省)	指名停止措置を行う場合は、一般競争入札においては指名停止期間中は入札に参加させない旨を競争参加資格に明記するとともに、指名競争入札においても、同様に指名基準に明記するなど、競争入札において、一定の悪質な行為を行った者について、その事実があった後一定期間は入札に参加させないこととする。	継続的に実施			○(総務省) 不良・不適格業者の排除の徹底については、各地方公共団体に対し、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成20年3月31日付け総務省自治行政局長・国土交通省大臣官房建設流通政策審議官通知)において要請したところである。
⑫履行保証制度の見直し (国土交通省)	一般競争入札の対象となるような大規模工事について、長期間にわたる工事に必要なファイナンスが十分できる経営力のある企業が入札に参加する仕組みとして、入札参加時点で入札参加企業にあらかじめ金融機関等による保証を求める制度の導入などの履行保証制度の見直し(履行義務を果たさなかった場合に発注者が被った損害の填補等の在り方を含む。)について引き続き検討する。	引き続き検討			○(国土交通省) 平成18年度より一部の地方整備局において、入札ボンド制度を導入済み。 平成19年度からは、全ての地方整備局等において入札ボンド制度を導入した。